

日立市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日立市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

茨城県の医療福祉対策実施要領等の改正に準じて、関係規定を改める
ため、本条例を制定するものであります。

日立市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

日立市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号ウ中「又は日立市教育支援委員会条例（昭和49年条例第61号）に規定する日立市教育支援委員会」を削る。

第4条第1項中「組合員」の次に「、加入者」を加える。

第5条第1項中「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）第2条第1項に定める額に533,000円を加えた」を「規則で定める」に、「旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に」を「規則で」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外とし、所得の額の計算方法は、規則で定める。

第5条第3項中「の額」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の日立市医療福祉費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療福祉費の支給について適用し、同日前に行われた診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

参 考

改 正 要 旨

- 1 医療福祉費支給制度における重度心身障害者に対する医療福祉費の支給制限に係る規定については、規則で定める事項とした。